

(様式 3)

地方自治法第 250 条の 2 適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課所名	農業政策課	整理番号	1-4
許認可等の種類	開発行為の協議			
根拠法令条例等・条項	農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 8 項			
許認可等の概要	市町村による農用地区域内における開発行為の協議			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	別紙のとおり			
基準の制定根拠	農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 4 項、農業振興地域制度に関するガイドライン（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知）第 19 の 5、8 に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定（平成 21 年に新設された規定であり実績がなく、今後も実績がないと思慮されるため）			
期間の制定根拠	—			

○ 農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為
- 4 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを許可してはならない。
 - 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
 - 二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
 - 三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

○ 農業振興地域制度に関するガイドライン（抜粋）

第19 法第15条の2関係（農用地区域内における開発行為の制限）

5 開発行為の許可の可否の決定に当たっての留意事項（法第15条の2第4項）

都道府県知事等は、開発行為の許可の可否を決定するに当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。

(1) 実地調査等

都道府県知事は市町村長（指定市町村の長を除く。）から申請書の送付があつたときは、市町村（指定市町村を除く。）の農業振興地域制度担当部局と十分な連絡調整を行うとともに、必要に応じ実地調査を行うこと。また指定市町村の長は申請書を受理したときは、必要に応じ実施調査を行うこと。

(2) 審査に当たっての基準

許可の可否の決定に当たっては、法第15条の2第4項各号に該当するものであ

るか否かについて審査することになるが、審査に当たっては次の事項に留意することが適当と考えられること。

① 第1号関係

ア 当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる場合

「当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる」場合とは、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途となり、かつ、その土地に建築される建築物その他の工作物の種類、構造、規模等からみて、その土地の用途が固定化されることが確実と認められる場合その他開発行為後の土地の状態が開発行為前の土地の状態に比べて農用地等への転換可能性が低下する場合をいうものと解されること。

イ 市町村整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合

市町村整備計画のうち農用地利用計画には、土地の農業上の用途が指定されているので、開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる場合には、その土地を当該指定用途に供することが困難となるため、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当すると解されること。

ただし、農用地区域内にある土地を現在の状態のまま利用し、又は保全することを目的として行う開発行為であって、当該開発行為により設けられる工作物（建築物を除く。）の種類、構造、規模等からみて、容易に移転し、又は除却することができる場合その他開発行為に係る土地及びその周辺の土地の農用地等への転換の実施上妨げとなる度合いが軽いと認められる場合は、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当しないと解されること。

ウ 留意事項

次の事項を踏まえて、判断されるものであること。

- a 申請書の「開発行為後の土地又は建築物等の用途」が農用地等に該当するか否か。
- b 開発行為後の土地の用途が農用地等に該当している場合には、申請書に記載された工事計画に従って工事が施工されることが確実かどうか。
- c 開発行為後の土地の用途が農用地等に該当しない場合には、農用地等としての利用を困難にしないための措置が十分で、かつ、そのための工事が確実に行われるか否か並びにその開発行為に係る土地及びその周辺の土地の農用地等への転換の実施上妨げとならないか。

② 第2号関係

ア 耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがある場合

「耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害」としては、土砂の流出又は崩壊のほか、洪水、溢水、湛水、飛砂、飛石、地盤の沈下等が該当すると解されること。

イ 留意事項

次の事項を踏まえて、判断されるものであること。

- a 災害の発生を防止するための措置が適切に講じられるものであるか否か。
- b 資金計画等からみて申請書記載の内容どおりに工事が施工されることが確実かどうか。

③ 第3号関係

ア 農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

「農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼす」場合としては、開発行為により農業用排水施設が損壊される場合、農業用排水施設に土砂等が流入して用排水が停滞する場合、農業用排水施設に汚濁水が流入する場合、農業用排水施設に過大な水が流入して農地等に溢水する場合等が該当すると解されること。

イ 留意事項

次の事項を踏まえて、判断されるものであること。

- a 開発行為に係る土地の周辺における農業用排水施設の有無、その施設がある場合には、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置が適切に講じられているか否か。
- b 資金計画等からみて申請書記載の内容どおりに工事が施工されることが確実かどうか。

(3) その他都道府県部局間等調整

① 転用許可担当部局等との調整

開発行為に係る事業の対象となる土地の一部が農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることを要する土地である場合には、都道府県又は指定市町村の開発許可担当部局は、都道府県又は農地転用関係指定市町村の転用許可担当部局とで相互に連絡し、所要の調整を行うこと。なお、都道府県の開発許可担当部局と農地転用関係指定市町村の転用許可担当部局との間の連絡調整については、当該農地転用関係指定市町村の農業振興地域制度担当部局を経由して行うものとする。

② 他法令許可担当部局との調整

申請に係る開発行為を行うために、都市計画法、森林法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、開発許可担当部局は、これらの許可、認可等の担当部局（これらの許可、認可等の権原を有する者が都道府県知事以外の者である場合にあっては、当該権原を有する者）との間で、あらかじめ所要の調整を行い、

同時審査、同時処分をするよう措置することが望ましいこと。

③ 商工担当部局との連絡・調整

ア 商工担当部局への連絡

都道府県及び指定市町村の農業振興地域制度担当部局は、法第 15 条の 2 第 1 項に規定する者から商工関係の事業に関し同項の許可の申請又はそのための事前協議があった場合には、直ちに許可申請の写しその他の資料を都道府県商工担当部局に送付連絡することが望ましいこと。なお、指定市町村の農業振興地域制度担当部局から都道府県の商工担当部局への送付連絡については、当該都道府県の農業振興地域制度担当部局を経由して行うことが望ましい。

イ 商工担当部局との調整

都道府県の農業振興地域制度担当部局は、都道府県商工担当部局からアの連絡に係る開発行為に係る土地の区域を農用地区域から除外すべき旨の意見を受けた場合には、都道府県商工担当部局の意見を十分尊重して必要な調整を図ることが望ましいこと。

ウ 農用地利用計画の変更

イの調整の結果その開発行為が農用地区域のうち比較的重要性の低い部分で行われ、又は小規模な範囲で行われる場合等であって、農業生産基盤整備事業の円滑な実施が困難となる等整備計画の達成に著しい支障を及ぼすものでないと認められるときは、農用地利用計画が変更されるよう取り扱われることが望ましいこと。

④ 林務担当部局との調整

都道府県及び指定市町村の農業振興地域制度担当部局は、法第 15 条の 2 第 1 項の許可の申請に係る行為が林道の設置に係るものである場合には、当該林道の位置等について都道府県林業担当部局と必要な調整を図ることが望ましいこと。なお、指定市町村の農業振興地域制度担当部局と都道府県林業担当部局との間の調整については、当該都道府県の農業振興地域制度担当部局を経由して行うことが望ましい。これらの場合、農業開発に支障を及ぼさないと認められるときは、同条第 4 項第 1 号には該当しないものと考えられること。

8 国又は地方公共団体が行う開発行為に係る協議の成立基準（法第 15 条の 2 第 8 項関係）

国又は地方公共団体が行う開発行為に係る協議の成立基準については、法第 15 条の 2 第 4 項に規定する許可の基準のほか、5 の開発行為の許可の可否の決定に当たっての留意事項の例によること。

また、当該協議については、客観性及び公平性を確保する観点から公文書により行うことが適当であること。

上記公文書の様式については、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第 9

の（様式3）に開発協議書の様式を示すので、参考とされたい。

なお、当該協議を行った場合には法第15条の2第4項第1号の規定により農用地区域のままで当該協議が成立することはないことから、国及び地方公共団体の施設整備担当部局と都道府県の農業振興地域制度担当部局は、当該協議に当たっては、農用地区域以外の土地の中に代替地がないかどうかを調整することが適当であり、その上で、市町村の農業振興地域制度担当部局と調整し、やむを得ず農用地区域内の土地において開発行為を行うことが必要であると判断される場合には、農用地区域からの除外を行った上で当該開発行為を行うこととなることに留意すること。